

# 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項 2 号、第 801 条第 3 項 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 3 月 1 日

株式会社ラストワンマイル

株式会社ベンダー

株式会社 HOTEL STUDIO

2024年3月1日

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号  
アウルタワー3階  
株式会社ラストワンマイル  
代表取締役 渡辺 誠

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目15番6号  
FO HAKATA 3階  
株式会社ベンダー  
代表取締役 米田 和史

北海道札幌市北区北7条西6丁目2番34号  
SKビル4階  
株式会社HOTEL STUDIO  
代表取締役 長内 優太郎

## 株式交換に関する事後開示事項

株式会社ラストワンマイル(以下、「ラストワンマイル」といいます。)及び株式会社ベンダー(以下、「ベンダー」といいます。)並びにラストワンマイル及び株式会社HOTEL STUDIO(以下、「HOTEL STUDIO」といいます。)は、2024年1月12日付でそれぞれとの間で締結した株式交換契約(以下、ラストワンマイルとベンダーとの間の株式交換契約に関しては、「本ベンダー株式交換契約」、ラストワンマイルとHOTEL STUDIOとの間の株式交換に関しては、「本HOTEL STUDIO株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年3月1日を効力発生日として、それぞれ、ラストワンマイルを完全親会社、ベンダー及びHOTEL STUDIOを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、ベンダーに関しては、「本ベンダー株式交換」、HOTEL STUDIOに関しては、「本HOTEL STUDIO株式交換」といいます。)を行いました。

本ベンダー株式交換及び本HOTEL STUDIO株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、それぞれ記載のとおりです。

### 記

#### I. 本ベンダー株式交換に関する事項

##### 1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条)

2024年3月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本ベンダー株式交換をやめることの請求を行ったベンダーの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

ベンダーは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2024 年 1 月 31 日付で、ベンダーの株主に対し、本ベンダー株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるラストワンマイルの商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったベンダーの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本ベンダー株式交換をやめることの請求を行ったラストワンマイルの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

ラストワンマイルは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 8 日付で、本ベンダー株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるベンダーの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったラストワンマイルの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本ベンダー株式交換によりラストワンマイルに移転したベンダーの株式の数は 200 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) ラストワンマイルは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2024 年 2 月 29 日開催の臨時株主総会の決議によって、本ベンダー株式交換契約の承認を得ております。

(2) ベンダーは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 1 月 25 日開催の臨時株

主総会の決議によって、本ベンダー株式交換契約の承認を得ております。

(3)ラストワンマイルは、本ベンダー株式交換が効力を生じる時点の直前時のベンダーの株主に対して、その所有するベンダーの普通株式1株につきラストワンマイルの普通株式779,478,458株の割合をもって、ラストワンマイルの普通株式を割当交付いたしました。なお、ラストワンマイルが割当交付したラストワンマイルの普通株式の合計は155,894株であり、そのうち90,072株をラストワンマイルが保有する自己株式により充当し、65,822株は新たに発行しております。

(4)本株式交換により増加したラストワンマイルの資本金及び準備金は以下のとおりです。

①資本金 : 0円

②資本準備金 : 会社計算規則第39条に従いラストワンマイルが別途定める額

③利益準備金 : 0円

## II. 本HOTEL STUDIO株式交換に関する事項

### 1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条)

2024年3月1日

### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

#### (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本HOTEL STUDIO株式交換をやめることの請求を行ったHOTEL STUDIOの株主はおりませんでした。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

HOTEL STUDIOは、会社法第785条第3項の規定により、2024年1月31日付で、HOTEL STUDIOの株主に対し、本HOTEL STUDIO株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるラストワンマイルの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行ったHOTEL STUDIOの株主はおりませんでした。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

#### (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

### 3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第3号)

#### (1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

本HOTEL STUDIO株式交換をやめることの請求を行ったラストワンマイルの株主はおりませんでした。

#### (2) 会社法第797条の規定による手続の経過

ラストワンマイルは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 8 日付で、本 HOTEL STUDIO 株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である HOTEL STUDIO の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったラストワンマイルの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本 HOTEL STUDIO 株式交換によりラストワンマイルに移転した HOTEL STUDIO の株式の数は 5,000,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) ラストワンマイルは、会社法第 795 条第 1 の規定により、2024 年 2 月 29 日開催の臨時株主総会の決議によって、本 HOTEL STUDIO 株式交換契約の承認を得ております。

(2) HOTEL STUDIO は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 1 月 12 日開催の臨時株主総会の決議によって、本 HOTEL STUDIO 株式交換契約の承認を得ております。

(3) ラストワンマイルは、本 HOTEL STUDIO 株式交換が効力を生じる時点の直前時の HOTEL STUDIO の株主に対して、その所有する HOTEL STUDIO の普通株式 1 株につきラストワンマイルの普通株式 0.027211 株の割合をもって、ラストワンマイルの普通株式を割当交付いたしました。なお、ラストワンマイルが割当交付したラストワンマイルの普通株式の合計は 136,053 株であり、そのすべてを新たに発行しております。

(4) 本株式交換により増加したラストワンマイルの資本金及び準備金は以下のとおりです。

① 資本金 : 0 円

② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いラストワンマイルが別途定める額

③ 利益準備金 : 0 円

以上